

パイオニア株式会社 株式取扱規則

第1章 総則

(目的)

第1条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、振替機関である証券保管振替機構（以下「機構」という。）ならびに株主が振替口座を開設している口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによるほか、定款の規定に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(請求または届出)

第3条 (1) この規則による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機構を通じて行われる場合ならびに第24条（少数株主権等）第1項に規定する場合は、この限りでない。
(2) 前項の請求または届出について、代理人により行うときは代理人であることを証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を、提出するものとする。
(3) 当会社は、第1項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を通じて行われた場合は、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取り扱うことができるものとする。
(4) 当会社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
(5) 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届出を受理しないものとする。

(特別口座)

第4条 (1) 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。
(2) 特別口座の口座管理機関は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

(規則の変更)

第5条 この規則の変更は、取締役会の決議によるものとする。

第2章 株主名簿への記載または記録等

(株主名簿への記載または記録)

- 第6条** (1) 当社は、機構から受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載または記録を行う。
- (2) 当社は、株主名簿に記載または記録される者の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合は、当該通知に基づき株主名簿への記載または記録を変更する。
- (3) 前二項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿への記載または記録を行う。
- (4) 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

(新株予約権原簿への記載または記録等)

- 第7条** (1) 新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。
- (2) 前項に規定するほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第3章 諸 届

(株主の氏名または名称および住所の届出)

- 第8条** 株主は、氏名または名称および住所を、機構の定めるところにより証券会社等および機構を通じて届け出るものとし、これに変更があった場合も同様とする。

(共有株式の代表者)

- 第9条** 株式を共有する株主は、代表者1名を定め、その氏名または名称および住所を、機構の定めるところにより証券会社等および機構を通じて届け出るものとし、これに変更があった場合も同様とする。

(法人の代表者)

- 第10条** 株主が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を、機構の定めるところにより証券会社等および機構を通じて届け出るものとし、これに変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

- 第11条** 株主の親権者または後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を、機構の定めるところにより証券会社等および機構を通じて届け出るものとし、これに変更または解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の届出)

第12条 外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受ける場所を定め、機構の定めるところにより証券会社等および機構を通じてこれを届け出るものとし、これに変更または解除があった場合も同様とする。

(その他の届出)

第13条 (1)第8条(株主の氏名または名称および住所の届出)から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合は、当社が別途定めた場合を除き、証券会社等および機構、または証券会社等を通じて行うものとする。

(2)証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

(新株予約権者の届出事項等)

第14条 新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については、第8条(株主の氏名または名称および住所の届出)から前条までの規定を準用する。ただし、第7条(新株予約権原簿への記載または記録等)第2項により別途定めた場合を除き、届出は株主名簿管理人に対して行うものとする。

第4章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第15条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の買取りを当社に対して請求するときは、機構の定めるところにより証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第16条 (1)単元未満株式の買取単価は、前条の請求が第2条(株主名簿管理人)に規定する株主名簿管理人事務取扱場所に到着した日の東京証券取引所における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がない場合またはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格をもって買取単価とする。

(2)前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第17条 (1)当社は、当社が別途定めた場合を除き、買取価格が決定した日の翌日から起算して4営業日目に、買取を請求した者に買取代金を支払うものとする。

(2)前項の規定にかかわらず、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

(買取株式の移転)

第18条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払手続きを完了した日に当会社の口座に振り替えられるものとする。

第5章 単元未満株式の売渡し

(買増請求の方法)

第19条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを当会社に対して請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(買増請求の制限)

第20条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、当会社が買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、その日における全ての買増請求は、効力を生じないものとする。

(買増請求の受付停止)

第21条 (1)当社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

1. 3月31日
2. 9月30日
3. その他の株主確定日

(2)前項のほか、当社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができるものとする。

(買増価格の決定)

第22条 (1)単元未満株式の買増単価は、買増請求が第2条（株主名簿管理人）に規定する株主名簿管理人事務取扱場所に到着した日の東京証券取引所における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がない場合またはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格をもって買増単価とする。

(2)前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額を、買増価格とする。

(買増株式の移転の時期)

第23条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の口座に対する振替の申請を行うものとする。

第6章 その他の株主の権利行使の手続

(少数株主権等)

第24条 (1) 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第147条第4項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう。）に係る受付票を添付して行うものとする。ただし、署名の慣習がある外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

(2) 前項の少数株主権等の行使については、第3条（請求または届出）第2項、第4項および第5項の規定を適用するものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類)

第25条 前条第1項に定めるところにより株主提案権が行使された場合、提出議案につき、次の各号に定める字数を超えるときは、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

1. 提案の理由 各議案ごとに400字
2. 取締役、監査役および会計監査人の選任に関する事項 各候補者ごとに400字

第7章 手数料等

(手数料等)

第26条 (1) 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

(2) 株主が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主の負担とする。

附則

(施行時期)

第1条 変更後の本規則は、平成21年1月5日から施行する。

(株券喪失登録者による株券喪失登録の抹消の申請)

第2条 株券喪失登録者が株券喪失登録を抹消するときは、所定の申請書を提出するものとする。

(株券所持者による抹消の申請)

第3条 株券喪失登録がなされた株券（以下「当該株券」という。）を所持する者が当該株券喪失登録の抹消を申請するときは、所定の申請書に当該株券および本人確認書類を添えて提出するものとする。

(諸届の準用)

第4条 株券喪失登録者が株券喪失登録簿の記載または記録を変更するときは、第8条（株主の氏名または名称および住所の届出）から第13条（その他の届出）までの規定を準用し、第2条（株主名簿管理人）に定める株主名簿管理人事務取扱場所に届け出るものとする。